労組法上の労働者性における判断基準比較表

		カナルエング・コージ・ファー・エージ・ファー・エージ・ファー・エージ・ファー・エージ・ファー・エージー・ス・ユージ・ファー・エージー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ・ス・ユージ・ス・ユージ・ス・ユージ・ファー・ス・ユージ							
		新国立劇場運営財団事件					ソクハイ事件	CBC管弦楽団労組事件	
きえ白オシブ	基本勺号えケー	中労委命令		高等裁判所判決 ○労組法上の労働者は、使用者と の賃金等を含む労働条件等の交渉 を団体行動によって対等に行わせる のが適切な者、すなわち、他人(使 用者)との間において、法的な使用 従属の関係に立って、その指揮監 督の下に労務に服し、その提供する 労働の対価としての報酬を受ける者 をいうと解するのが相当。		労働条件等の交渉を団体行動に よって対等に行わせるのが適切な 者、すなわち、労働契約、請負契約 等の契約の形式いかんを問わず、 労働契約上の被用者と同程度に、 労働条件等について使用者に現実	労働契約法や労働基準法上の労働 契約によって労務を供給する者のみ ならず、労働契約に類する契約に よって労務を供給して収入を得る者 で、労働契約下にある者と同様に使 用者との交渉上の対等性を確保す るための労組法の保護を及ぼすこと が必要かつ適切と認められる者をも 含む、と解するのが相当。		
		※命令では「出演拒否の自由」として判断。 で判断。	修理等はほとんどがCEによって担われている。 〇会社はCEに研修や一定の業務経験を積ませて必要な業務を習得させ、恒常的に当該業務を担わせて	ているなどの事情があるが、CEが会社の発注を理由なく拒絶しても債務不履行にならないこと、CEは会社から受注する他、自ら営業主体となって修理補修等の業務を行うことができるため、CEが会社の労働力として会社組織に組み込まれていると評価することは困難。	張修理業務の大部分を恒常的に担っている上、業務の態様や領収書・伝票等の処理について、従業員と差異はない。 〇個人代行店となる契約手続きは、一般的に従業員が企業組織の一員となる場合と同様の過程が取られている。	社の成果になるため、個人代行店が処理する修理業務や売上が会社の業務計画・経営計画の一部分となっていることは、委託契約と委託の内容上、当然である。 〇制服の着用や会社名記載の名刺、各種マニュアルに基づく業務遂行、研修の義務付けは、専門技術的に一定の質と水準が必要な本件委託契約の内容による制約に過ぎない。	の自由を全く若しくはまれにしか行使していないこと、(2)労務供給の日時・場所・態様について拘束ないし指示を行っていること、(3)他の発注主との契約関係が全く又はほとんど存在しないことが認めらられれば肯定される。 〇即配便業務は専らメッセンジャーは会社により行われ、メッセンジャーは会社	放送の都度演奏者と出演条件等を交渉して個別的に契約を締結することの困難さと煩雑さとを回避し、楽団員をあらかじめ会社の事業組織のなかに組み入れておくことによって、放送事業の遂行上不可欠な演奏労働力を恒常的に確保しようとするものであることは明らか。	
判断要素	約内容の一方的	〇報酬の発生の有無、金額の多寡についても、契約メンバーの決定・計算が介入する余地はない。 ※命令では「報酬に関する決定及び計算」として判断。	会社の定める契約内容を事実上一方的に受け入れざるを得ない立場にあり、他方、会社は覚書で、業務の内容、・遂行の方法等を詳細に定めている。 OCEの報酬額は一方的に定められ、会社と個々のCEとが個別に協議交渉して決定・変更する余地がなく、かつ、想定されていない。	上、一方的に定めるを得ないものに過ぎない。	まま受諾した場合にのみ契約が成立する。委託料を定める覚書も一方的に定型の書式が提示され、無料修理の委託料も具体的な内容が開示されないまま会社が一方的に決定している。 ○契約エリアという重要な契約内容についても、会社は契約上、エリアの指定・変更権を有していた。実際	結には個人代行店の合意があり、個人代行店の意思が反映されている。 ○契約締結後に会社の申し入れで委託料や業務担当地域を変更した例があるが、個人代行店の同意を得て行われている。 ○修理業務の日時・場所は会社が決めていること、修理の方法等へ会社から一定の指示があることは、委	た契約書に基づき、実際にも同契約書以外の内容での契約を締結したメッセンジャーの存在は認められない。 〇配送業務は、会社が定めたルール・マニュアルと業務通達により遂行される。 〇メッセンジャーの報酬は、会社が一律に定めた基準により支払われ、		
	報酬の労務	○報酬は、契約メンバーが財団の決定した契約に拘束され、財団の指示に従って役務を提供した場合に支払済的な側面は、各契約メンバーがわれる。また、報酬は、財団が決定した算定基準、方法に従って支払われるから、労務対価性がある。 ○各種稽古手当があった時期は、基本的には歌唱時間の多寡によって金額が決まる。その後、各種稽古手当が廃止されたのは、算定方法を一本化し、簡略にしたものと認められるため、報酬の性質は役務の対価である。	怪せることは全く想定されていない。 つ報酬は出来高制だが、額は会社	いるものの、CEの裁量による増額を認めた上で出来高制で報酬が支払われている。	〇個人代行店が自らの判断で訪問件数を増やすなどして報酬を増額することはできない。 〇無料修理の場合は会社により一	料もあるが、例外的であり、修理に要した時間の長短ではなく、修理する機器、修理の内容に応じて報酬が決まる。 〇報酬に最低保証はなく、行った業務内容に応じた出来高で支払われており、労務対価性は希薄。 〇会社が個人代行店にサービスセンター内のパソコン等を使用させ、修理業務で使う機器を無償で貸与していることは、会社の効率的、確実	会社の具体的かつ詳細な指示の下に定型的に遂行されている。 〇出来高はほとんど定型的労働の量(時間)に依存するとみることができ、労務対価性がある。 〇週5日稼働する者の平均的な報酬額は月23万円程度であり、労働契約下の労働者の平均賃金額と同	与えられていないのであるから、その出演報酬は、演奏によってもたらされる芸術的価値を評価したものというよりは、むしろ、演奏という労務の提供それ自体の対価であるとみるのが相当。 〇出演報酬の一部たる契約金は、楽団員の生活の資として一応の安定した収入を与えるための最低保障	

労組法上の労働者性における判断基準比較表

		里営財団事件 	INAXメンテ			ンジニアリング事件	ソクハイ事件	CBC管弦楽団労組事件
	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	最高裁判所判決
オース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	則としてシーズン中の全個別公演に 出演できる者を選別して契約メン バーとしており、契約メンバーが後 に個別公演の出演に応じないこと は、事例としても件数としても例外 との認識だった。 〇契約メンバーは、発注に応じな的 との認識だった。 〇契約メンバーは、発注に応じな的 を無催告解除されるか、契約方式が を無催告解除されるか、契約方式 変更されるなどの不利益を蒙る あることを余議なくされる。	務はない上、基本契約を締結した契約メンバーが自己都合により個別公演に出演しないことで、これまではいまで、これまない。 の責任の追及を受けたことはないし、事実上不利益を被ったことはないである。 の次年度以降の基本契約の締結にて、当該シーズンで個別公演に参して、当該シーズンで個別公演に参して、当該シーズンで個別公演に参加となかったことが、それは財団が契約の問題であって、基本契約から個別公演への出演が法的に義務付けられるかとは別次元。	いて対応できない場合にほぼ限られていた。 〇各CEは、いったん会社から割り振られたエリアを削減されることを危惧し、業務依頼を自由に拒否できる立場にはない。 〇CEが会社からの業務依頼を断ることは事実上困難。	契約の締結によって行っている上、 その際、基本契約とは無関係の理 由で拒絶することが認められてい る。 〇個別的業務委託契約を拒絶した 場合に、会社は債務不履行とは解し ておらず、CEを不利益に扱うことは ない。	振られた依頼は特別な事情がない限り断れず、個人代行店には業務指示に対する諾否の自由はない。 〇仮にある個人代行店が業務を拒否すれば、債務不履行による契約解除のおそれもあるため、個人代行店が業務の割り振りを拒否することは困難。	〇個人代行店が上記枠内で会社からの発注を拒否できないのは、個人代行店が提示する受注枠内で発注されているからで、これをもって受注の諾否の自由がないと評価できない。	の業務依頼を断っても、それに対して不利益を被ることはないが、実際上は、メッセンジャーが配送依頼を断ることはほとんどなかった。 〇配送依頼の拒否がほとんどない、配送依頼の指否が重なが重ながあることである。とするがは、当なでであるがある。 〇はは、当な行うとするがある。 〇本のは、メッセンジャーのは、メッセンジャーの自由が実成は、まり立っている。 〇本の自由が実際まれにしいる。	する楽団員の諾否が文字どおり自由になるのではなく、出演発注があれば原則として拒否できず、いつの理解に応じないときは、契約解判を担合さらに次年までいた。 〇契約の文言上は、楽団員が会れて、契約発注を断ることが会正とが、そのことがら直ちんのなからが、そのことから直になんの義務も負わせず、単にその任意の協力のみを期待したものであると
		術性に由来する諸制約以外には、法的な指揮命令ないし支配監督関係の成立を差し挟む余地はない。	時間を定め、CEは業務日のこの時間帯については、常態として会社からの業務依頼の連絡に対応し、修業を行い、会社に報告する。 〇会社は、業務日のである。 〇会社は、業務日ののである。 〇会社は、共産に間がでは、場帯では、では、共産には、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大き	各種マニュアルに基づく が求められているものの、 、にいるものの、 、にいるものの、 、にいるものの、 、にいる。 ので行うれている。 ので行うれている。 を連絡している。 を連絡している。 を主いる。 を主いる。 を主いるのとのでする。 のでは、 は、本に、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	代金に理要 との進また とのにのようにの、後等指にのは、第一年をのでは、第一年をのでは、第一年を、のでは、第一年を、のでは、第一年を、のでは、第一年を、のでは、第一年を、のでは、第一年を、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	〇ンター では、	数を表付けないが、実別を表付けないが、実別を表付けるとのは、いたでは、は、などのでは、いたでは、いたでは、いたでは、いたでは、いたでは、いたでは、いたでは、いた	を提供する者であるため、必ずしもを会社から日々一定の時間に要の時間に要ない。出演にその時間は事実上その時間は事実上ではない。 出演としているとさいがあるところが、会社におりにはいきを表しているというにというには、たとは、たとは、大とは、大とは、大とは、大とは、大とは、大とは、大とは、大とは、大とは、大

労組法上の労働者性における判断基準比較表

	刀仙仏上の刀倒由上の刀倒在上が双							具个什么
	新国立劇場運営財団事件		INAXメンテナンス事件		ビクターサービスエンジニアリング事件		ソクハイ事件	CBC管弦楽団労組事件
	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	最高裁判所判決
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	〇契約上、契約メンバーは併業を禁止されてはいないが、確定スケジュールの提示が実質的に公演前1ヶ月であること、一般の歌唱技能者が技能を換価する市場が乏しいこと等の諸事情から、事実上、収入を得られる併業を確保することは困難。 〇財団と契約メンバーとの間には、これを専属性と表現するか否かはともかく、相当程度の拘束性が存在するものと認められる。		からの業務依頼を断ることは例外的		製品以外の修理を行うことを制約していないが、受注した全件数を訪問し終わると一日の大半を修理業務に費やす。 〇当日の朝にならないと当日の業務の予定全体が確定しないことか	が他企業から同種の業務を受託することは制限されておらず、会社からだけ受注することも、そうでないこともできる。 〇実態として会社のみから受注している者もあるが、個人代行店の自主的な選択の結果であり、委託契約上の制約でも、会社からの個別の指示によるものでもない。	止していないが、稼働日となってい	
判断要素	<u> </u>		CEに変更したり、2人作業とする際は会社に報告が必要。 ※命令では「指揮監督」として判断。 O修理業務のための工具等は、会社が貸与するものと自己調達するものがあり、自己調達するものでも種	げることを認めている。 OCEは自らが事業者となって業務を遂行する場合と、CEとして活動する場合の収益率の高低を判断して、会社からの受注の多寡を決めることができる。	請への便宜供与だと主張するが、個人代行店が金銭的負担を負わない以上、自らの計算と危険負担に基準格を弱める。 〇個大行店は使用したが、純るとのでは、一ジンを得でいるが、いる。 〇間では、一ジンを表がある。 〇間では、一ジンを表がいる。 〇業務委託契約がある。 〇業務を理上のを表が、貸与されたの負担とされているが、実際には負担とされたののとしているが、までは、ののとしているが、までは、一人代行店が病気等により、一人代行店が病気等により、個人代行店が病気をできない場合の生活保	ことは契約を締結していない第三とは契約を締結していない第三とは、同契約を締結していない第三との業務の再委託は禁止されてあるが、他の個人では、修理にあるが、他のでは、修理にある。とと、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、修理にある。は、任行を対象のである。は、契約を対象のでは、が、方とは、方とは、方とは、方とは、方とは、方とは、方とは、方とは、方とは、方とは	有し、経費を負担しているが、この程度の配送手段の所有や経費ない。 の配送手段の所有や経費ない。 のメッセンジャーは、第三者への明明といるが、第三ともできず、他路の裁するともできず、を選量の表がはよりできまり、対けているでは、メッセンジャーが全によりが全くない。 の損害の事業がといるでは、まかでは、まかでは、まかででは、まかででは、対のでは、対のでは、ののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	